

業務及び財産の状況に関する説明書類

第22期 2025年1月1日から2025年12月31日まで

2026年3月31日(公衆縦覧の開始日)

監査法人名：あおい監査法人

所在地：東京都港区赤坂三丁目11番15号 VORT赤坂見附2階

代表者：恵良 健太郎

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

(2) 監査法人の沿革

- | | | |
|------|-------------|--|
| i | 2004年4月22日 | ロイヤル公認会計士共同事務所の構成員5名でロイヤル監査法人を設立いたしました。 |
| ii | 2007年8月31日 | 従たる事務所である東京事務所及び埼玉事務所を廃止いたしました。 |
| iii | 2010年7月21日 | 従たる事務所である青森事務所を廃止いたしました。 |
| iv | 2013年4月1日 | 従たる事務所である東京事務所を設置いたしました。 |
| v | 2021年6月22日 | 主たる事務所を廃止し、従来に従たる事務所である東京事務所を主たる事務所といたしました。 |
| Vi | 2022年8月31日 | 監査法人名をあおい監査法人に名称変更いたしました。また、松山事務所を新たに開設いたしました。 |
| Vii | 2022年10月27日 | 東京事務所を東京都港区赤坂三丁目11番15号 VORT赤坂見附2階に移転いたしました。 |
| Viii | 2025年2月1日 | 東京事務所のサテライトオフィスを東京都港区東新橋二丁目6番10号 大東京ビル8階に開設いたしました。 |

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務：金融商品取引法監査、会社法監査

非監査証明業務：財務調査、財務相談

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

(2025年12月31日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	9 社	9 社
②金商法監査	6 社(準金商法)	—
③会社法監査	1 社	—
④学校法人監査	4 社	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	3 社	—
⑦その他の任意監査	10社	—
計	33社	9 社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等に対して行った業務：該当事項なし

大会社等以外の者に対して行った業務：財務調査業務、会計処理等の助言

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当法人は、公益的な性格を有する監査法人としての社会的な役割を果たすために、高品質な監査業務を提供し、日本経済の次なる発展に貢献することを経営の基本方針としております。全職員が高い倫理観と誠実性、公平性を持ち、職業的専門家としての自己研鑽を続けることで、公益実現に寄与していくこととしております。また、変化する社会の期待に応えるため、各ステークホルダーとのコミュニケーションを行い、柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築することとしております。

②経営管理に関する措置

当法人は、社員会を最高意思決定機関とし、その下に統括代表社員を配置し、各事業部（品質管理部、監査事業部、トータルマネジメント事業部、管理部）を設置しております。社員会は定期的開催され、法人の基本方針や重要事項について十分な議論が行われて意思決定がなされております。また、経営に携わる社員は適時に情報を共有し、密接なコミュニケーションを図ることで、社員間の相互監視と牽制を行っております。

③法令遵守に関する措置

当法人は、公認会計士法を始めとした法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則を遵守するため、全職員が法令及び職業倫理に抵触しないことを確認しております。また、インサイダー取引を防止するため、全職員にインサイダー取引誓約書を提出させております。

これら法令遵守の意識を高め実効性のあるものとするために、全職員を対象としてインサイダー取引規制やコンプライアンスに関する研修の受講を指定しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

専任者を選任しております。

②専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当該専任者の公認会計士は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行っておりません。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

①基準日（会計年度中の一定の日）

2025 年 12 月 31 日

②業務の品質の管理の目的

主たる目的は以下となります。

- ・監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第 1 号）及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

公認会計士法、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種法令及び規則を遵守するため、全監査従事者から法令及び職業倫理に抵触しないことを確認するための「監査人の独立性チェックリスト」を入手し、監査チームの業務執行社員及び審査担当社員からは「監査法人の社員の独立性チェックリスト」を入手することで、被監査会社からの独立性の確認を行っております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新をする際には、被監査会社の規模、経営者の誠実性、決算体制、内部統制の状況、被監査会社に対する独立性等に関する評価に加えて、適切な監査品質を確保するための監査資源の有無を勘案し、総合的に判断しております。監査契約の新規締結に関するリスクの程度が相当程度高い場合及び反社会的勢力の関与が判明した場合には、監査契約を締結しないこととしております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任は、その業務遂行に必要な能力及び十分な時間を有していることを確認の上おこなっております。また、補助者の選任は、当該業務において求められる専門的知識や経験、能力及び他の業務の従事状況を考慮して割り当てています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人では、社員の報酬は次の基本方針に基づいて決定されます。

- ・監査品質を最も重視し、その向上に貢献する社員に対して適切な報酬を支給します。報酬は、当法人における役割、監査業務の成果や貢献度、監査品質の維持・向上に対する成果を考慮して決定されます。
- ・報酬決定プロセスは透明性を持ち、公平かつ公正に行われます。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

職業的専門家としてのスキルだけでなく、監査品質を重視する意識の醸成や職業倫理の遵守なども含め育成を実施しております。監査品質を重視するための風

土の醸成や会計監査に関する知識の向上を図るため月1回の全社会議を実施しております。この全社会議では当法人の監査品質を重視するという姿勢を伝え、加えて様々な専門情報の共有を行っております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査チームでの判断が難しい重要事項に関しては、適切な社内外の専門家に問合せを実施することと定めております。監査チームが適切に専門的な見解を問合せすることは、業務執行社員の責任として求められるものとしております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違を早期に識別し、それを解決するための明確な指針を提供する監査事務所の定める監査上の判断の相違に関する方針及び手続に従ってこれを解決すること等を定めております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では、監査証明業務における審査体制を強化し、品質の高い監査報告書の提供を確保するために次の措置を実施しています。審査担当者は、被監査会社ごとに1名が選任され、担当者の選任にあたっては、被監査会社の事業内容や規模、必要とされる専門的知識、独立性などを総合的に評価し、最適な人材を社員会が指名します。また監査業務全体の進捗や重要な判断事項について、独立した視点から審査を行い、その結果を報告するとともに監査計画から監査報告書の発行に至るまでの全過程を詳細にレビューします。特に、監査証拠の収集や評価、重要な監査判断についての適切性を確認します。

監査報告書の発行前には、必ず審査担当者による審査を実施し、その内容が監査基準や社内規程に適合していることを確認します。

また、監査チーム内で意見の相違が生じた場合は、速やかに審査担当者に報告し、解決を図ります。解決が困難な場合は、社員会において最終的な判断を行います。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

クラウドによるIT環境としてAWS (Amazon Work Space) を採用しております。仮想デスクトップ環境のもと、電子監査調書システムAQuA (アクア) を利用しております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び当法人内外への適時な情報の伝達に対処するための方針又は手続を定めております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査事務所間の引継ぎにあたって、当法人が前任監査人となる場合又は、後任監査人となる場合についての方針及び手続を定めております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当責任者が、品質管理に関する最終的な責任を統括代表社員が担っています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可

能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、以下の品質管理の構成要素に対して、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへの対処からなるリスク評価プロセスの整備及び運用を実施しております。

- (a) ガバナンス及びリーダーシップ
- (b) 職業倫理及び独立性
- (c) 監査契約の新規の締結及び更新
- (d) 業務の実施
- (e) 監査事務所の業務運営に関する資源
- (f) 情報と伝達
- (g) 監査事務所間の引継

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人では、業務の品質を継続的に高めるために、品質管理の監視体制を強化し、以下の措置を実施しています。品質管理担当責任者が中心となり、日常的業務を監視します。監査業務が品質管理の方針や手続に従って行われていることを確認し、必要に応じて改善指導を行います。

定期的に品質管理システムの検証を実施し、その有効性を評価します。定期的な検証は終了し監査業務が対象となり、監査の基準、品質管理規程に適合しているかどうかを評価します。検証結果に基づき、改善が必要と認められた事項については、迅速に対応策を講じ、再発防止に努めます。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理に関する最終的な責任を有する統括代表社員は、基準日において業務の品質の管理に関して適切な内部統制の整備及び運用状況を確認し、重大又は広範な不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価いたしました。

⑤④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人においては公認会計士以外の社員はおりません。

(5) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
2024年1月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人では、業務の品質の管理に関する方針の策定およびその実施が適正であることを確保するため、以下の措置を講じています。

品質管理システムの監視と評価として、品質管理担当責任者は、定期的に品質管理システム全体を監視・評価し、その適正性を確認しています。評価には、日常的なモニタ

リングや定期的な検証が含まれます。評価結果は社員会に報告され、社員会では評価結果に基づいて必要な改善措置を議論し、決定します。

また、監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任を持つ統括代表社員が、当該措置が適正である旨を確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10人	—	10人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営に関する基本的 重要事項である基本 方針を審議決定する	10人	—	10人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
（主）あおい監査法人 東京事務所	東京都港区赤坂三丁目 11番15号 VORT赤坂見 附2F	9人	—	9人	4人
（従）あおい監査法人 松山事務所	愛媛県松山市宮田町139 番地14	1人	—	1人	—

四. 監査法人の組織の概要

添付資料参照

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	第21年度 2024年1月1日～ 2024年12月31日	第22年度 2025年1月1日～ 2025年12月31日
売上高		
監査証明業務	193,248,695	324,142,898
非監査証明業務	4,440,000	28,839,693
合 計	197,688,695	352,982,591

2. 直近の二会計年度の計算書類

記載の必要がない為省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

記載の必要がない為省略しております。

4. 供託金等の額

記載の必要がない為省略しております。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

記載の必要がない為省略しております。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- ・油研工業株式会社
- ・株式会社ピクセラ
- ・株式会社イクヨ
- ・株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
- ・株式会社さいか屋
- ・HSホールディングス株式会社
- ・株式会社BlueMeme
- ・ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社
- ・株式会社アドバンスクリエイト

以 上